

第1次滝沢市総合計画

序章

序章

1 計画策定の必要性

本総合計画は、「住民自治日本一の市」に向けた、幸福感を育む環境の^{いしすえ}礎を市民みんなで創ることにより、市民が夢と希望を持ち、将来にわたり滝沢市で生き生きと暮らせる活力ある地域の実現を目指すために策定する計画です。

総合計画は、昭和41年度の「滝沢村の実態とその基本的開発構想」を起点とし、昭和48年度の「滝沢村新総合開発計画」を経て、昭和63年度から「滝沢村総合計画」という名で表された滝沢市の最も基本となる計画です。

その後、平成7年度に「第4次滝沢村総合計画」、平成17年度からの「第5次滝沢市(村)総合計画」と、その時々を反映し、社会情勢に対応する計画が策定・実行され続けてまいりました。

その流れの中、大きな転機となったのは、平成17年度にスタートした第5次滝沢村総合計画(期間:平成17年度から平成26年度まで)において、「地域は、地域のみでつくる」を基本的な考え方とした、「地域経営」の視点での地域づくりを進め、総合計画基本構想を「みんなで共有するための滝沢市の将来像とその役割分担」と位置付けたことです。そして、総合計画基本構想の実現のために、専ら市民が主体となる計画を「地域ビジョン」、行政主体で行う計画を「基本計画」と区分し、総合計画基本構想に掲げるみんなで共有する将来像の実現に向けて、市民と行政がそれぞれの取組を進めてまいりました。

このことは、地域で共通の将来像を掲げ、その実現に向かって各主体が自主的に活動する「ガバナンス」(滝沢市内の多様な組織が、その役割に応じて、地域づくりに主体的に関わり、行動すること。)への試みでした。

平成23年3月17日には、「滝沢地域社会の振興と住民自治の充実を図ることを目的に自治基本条例(※1)を検討すると共に、滝沢村から滝沢市への市制移行を行うこと」の表明を行い、地方自治の両輪である「住民自治(※2)」と「団体自治(※3)」の強化に取り組み、平成23年5月の地方自治法の改正に伴い総合計画策定義務が無くなったことを踏まえて、自治基本条例に基づく市民主体の地域づくりについても検討を重ねてまいりました。

このような取組の結果、平成26年1月1日の市制移行による「団体自治」の強化、同年4月1日の滝沢市自治基本条例の施行による「住民自治」のルール化が実現したことから、これからの滝沢市が求められることは、「住民自治」を具体的に行動で現し、市民みんなで「住民自治」を共有することで、全市域に地域づくりが展開されることであると考えられるものであります。

今回の総合計画の策定は、滝沢市の今までの取組(ガバナンスへの挑戦)、地方自治法の改正(基本構想の策定義務の削除)、行政を取り巻く環境の変化(地方分権・少子高齢化の進展)を踏まえながら、「住民自治日本一の市(※4)」に向けた、幸福感を育む環境の礎を

滝沢市自治基本条例に基づいて、市民みんなで創ることにより、市民が夢と希望を持ち、将来にわたり滝沢市で生き生きと暮らせる活力ある地域の実現を目指すために必要な取組であります。



2 計画の構成と意義

(1) 総合計画の基本的考え方

滝沢市自治基本条例の理念の実現に向けて、市民の幸福感を育む地域環境の創出に取り組み、市民が安心して暮らせるセーフティネット（生活の最低水準・滝沢市の最低限度の生活環境基準）の維持を図ります。

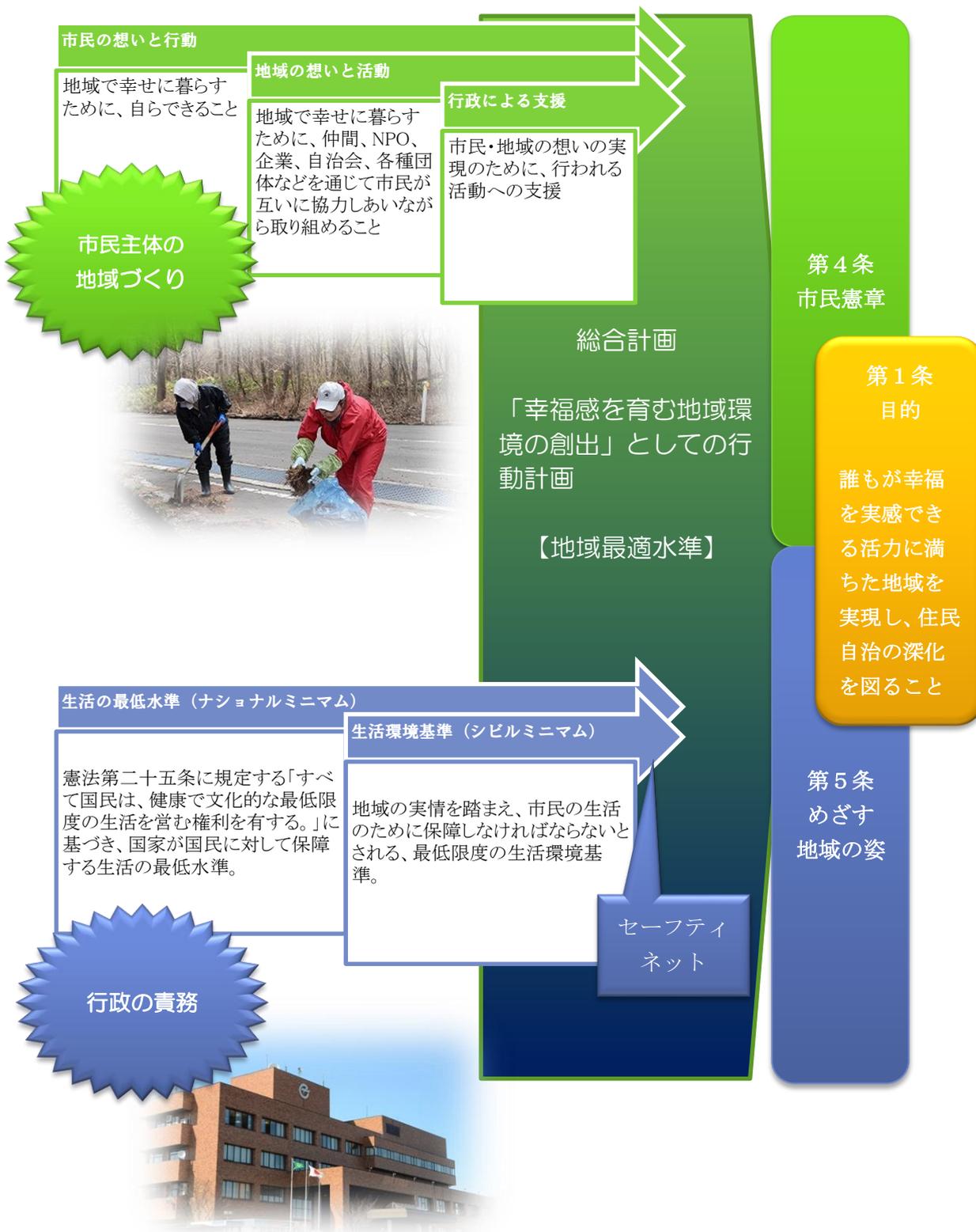
本総合計画は、滝沢市自治基本条例が目的として掲げる「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域を実現し、住民自治の深化を図ること」の実現に向けた市民みんなの行動計画であり、その基本的考えは、「市民主体の地域づくり」です。

「市民主体の地域づくり」とは、市民一人一人が、滝沢市でみんなが幸せに暮らすために、自らが出来ることを考え、自ら行動することを意味します。

この「行動」には、個人では解決できない課題を地域や行政を通して解決することも含まれており、「市民主体の地域づくり」が市民を起点に、様々な場所、場面で多様な主体と関わりながら展開されることにより、住民自治を市民が体感し、目指す「住民自治日本一」へとつながる第一歩となるものであります。

また、国民・市民の負託により行われる行政サービスにおいては、少子高齢化の進展に伴い、市の財政状況が今後一層厳しくなると予想される中でも、国家が国民に対して保障する生活の最低水準（ナショナルミニマム）を踏まえた上で、滝沢市が担う、市民の生活のために保障しなければならないとされる、最低限度の生活環境基準（シビルミニマム）を市民と共に明らかにし、滝沢市に合ったセーフティネット（ナショナルミニマムにシビルミニマムが加えられたもの。）を堅持しながら、地域で幸せに暮らすための市民の想いの実現のために行政が支援することで、市民に信頼される行政が培われるものと考えます。

本総合計画は、「市民主体の地域づくり」と「行政の責務」を統合し、「地域最適水準（※5）」の実現を目指します。



(2) 総合計画の意義と使命

本総合計画は、「市民憲章」と「めざす地域の姿」の実現に向けた、「市民の行動計画」となることに意義があり、その行動を促すために、市民主体の地域づくりと、市民の生活環境基準の最適化を明らかにし、セーフティネットを維持することを使命としています。

滝沢市自治基本条例の施行（平成26年4月1日）に伴い、将来に向けて、市民がめざす滝沢市の理念（滝沢市自治基本条例「前文」、第1条「目的」、第4条「市民憲章」、第5条「めざす地域の姿」）が明らかになりました。

滝沢市自治基本条例に掲げた理念を有名無実とすることなく、実現するためには、市民みんなで、行動することが必要となります。

本総合計画は、滝沢市自治基本条例の理念の実現に向けた、市民が共有する行動計画として、市民が地域づくりに用いる基本書（バイブル）として使われることに意義を持つものであり、そのためには、本総合計画に基づく市民主体の地域づくりに関する理解と賛同を得るための学習機会の創出と、具体的な行動を起こすための「仕組み」と「場」創りが必要不可欠なものとなります。

また、激変する社会経済情勢の変化の中においても、行政サービスが、国が担う生活の最低水準（ナショナルミニマム）と滝沢市で安心して生活するための生活環境基準（シビルミニマム）の堅持を実現するためにも、本総合計画の使命を「住民自治日本一を目指した、市民主体の幸福感を育む環境づくりの実践と、安心して暮らすためのセーフティネットの堅持」と設定するものであります。

～参考～

《滝沢市自治基本条例に掲げる理念》

（前文）

滝沢市は秀峰岩手山の裾野に位置し、東には北上川、南には雫石川が流れる自然豊かな地域です。また、県都盛岡市に隣接し、複数の大学が存在しており、国や県の試験研究機関が集まっている一帯では、研究学園地域としての姿が見られます。

また、豊かな自然と先人たちが培ってきた産業、そして「日本一人口の多い村」としての村政124年の歴史と、チャグチャグ馬コに代表される様々な文化があります。

私たちには、このことに誇りを持ち、それらを財産とし、未来を担う子どもたちが「このまちが大好き」「ここに住んでよかった」と思える故郷を築き、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

そのため、思いやりのある社会、そしてみんなが幸せに暮らせる地域を創造し、「住民自治日本一」をめざして市民主体の地域づくりを進めるとともに、夢のある地方自治を、市民・行政・議会の協働により推進していかなければなりません。

これらを実現するため、私たちは日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、自治の理念と普遍の原則を定めた、滝沢市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域を実現するため、滝沢市の自治に関する基本原則を明らかにするとともに、地域づくりの推進に関する原則、制度等を定め、住民自治の深化を図ることを目的とします。

第2章 理念及び原則

(市民憲章)

第4条 市民一人一人の想いを象徴するものとして、次の憲章を定めます。

滝沢市民憲章

岩手山のふもと、鈴の音響くふるさと滝沢で、わたしたちは

一人一人が大きな夢をいただきます。

地域の絆と支えあいを築きます。

楽しみ、よろこび、生きがいを見つけます。

健康で心豊かな生活をめざします。

未来に輝く子どもたちを育てます。

(めざす地域の姿)

第5条 市民、市及び議会は、次に掲げる地域の実現に努めます。

- (1)岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域
- (2)みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域
- (3)保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域
- (4)地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域
- (5)学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域
- (6)地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域
- (7)歴史・伝統を守り、文化を創造する地域
- (8)年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域

《滝沢市自治基本条例が規定する市民》

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1)市民 次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 本市に住所を有する者

イ 本市に居住し、通勤し、又は通学する者

ウ 本市で公益性を有する活動を行う者



(3) 総合計画の計画期間及び構成

本総合計画の計画は8年間（平成27年度から平成34年度まで）とします。本総合計画は、「基本構想」を市民全員が共有する「住民自治日本一をめざす地域社会計画」とし、その行動計画を4年間単位の「基本計画」とします。基本計画は、市民主体の「地域別計画」と市行政主体の「市域全体計画」で構成します。

本総合計画は、滝沢市自治基本条例第9条の規定に基づき策定いたします。

計画期間及び構成は、次のとおりです。

ア 基本構想

(ア) 計画期間

平成27年度（2015年度）から平成34年度（2022年度）までの8年間。

(イ) 計画の主旨

「住民自治日本一をめざす地域社会計画」として、市民主体の地域づくりの基本となる計画。

(ウ) 特徴

市民主体の地域づくりを市民と市行政が共有するために、幸福実感一覧表及び暮らしやすさ一覧表を掲げ、めざすべき目標値を設定。

イ 基本計画

(ア) 計画期間

基本構想計画期間を前後期4年間に区分した計画。

(イ) 計画の主旨

基本構想実現のための市民と市行政の行動計画。市民については、地域別計画、市行政については市域全体計画に記載。

(ウ) 特徴

a 地域別計画については、市民主体の地域づくりの下、市民が担う計画。市域を11地区に区分し、それぞれの地域で基本構想の実現のための活動を記載。

b 市域全体計画については、市行政が担う計画とし、部門別計画（政策）ごとに、基本施策、施策の階層を設け、政策方針展開を実施。併せて、部門又は基本施策を超えた展開を必要とする計画を分野別計画とし、基本施策内で策定される計画を実施計画として位置付け。

ウ 実行計画

(ア) 計画期間

基本計画の市域全体計画内に実施される事業ごとに設定される期間。毎年度4年間の見通しを策定。

(イ) 計画の主旨

基本計画の市域全体計画の実現のために実施される事業計画。

(ウ) 特徴

基本計画を推進する上での行政による手段。毎年度、社会情勢の変化、市の財政状況、事業の進捗状況等を踏まえて見直しを実施。



序章にかかる用語解説

- P2 ※1 **自治基本条例**⇒自治体における、めざすまちの姿や、まちづくりの役割、ルールなどを規定した当該自治体のまちづくりの根幹となる条例。
- P2 ※2 **住民自治**⇒「団体自治とともに地方自治の観念を形成する基本的要素であり、地方における政治行政を、中央政府の官僚によってではなく、その地方の住民又はその代表者の意思に基づいて行うことをいう。」(引用 自治用語辞典(ぎょうせい))
- P2 ※3 **団体自治**⇒「地方自治の観念を形成する二つの基本的要素の一つであり、国の一定の地域を基礎とする独立の団体が設けられ、団体の事務を国の支配から離れて自主的に、団体自らの機関により、その責任において処理することをいう。団体自治を法的自治又は法律上の意義における自治という。」(引用 自治用語辞典(ぎょうせい))
- P2 ※4 **住民自治日本一の市**⇒住民自らが住みよい地域を考え、思いやりと協力の気持ちを持ち、地域や仲間と関わることに「満足」と「幸福感」を日本一実感できるまち。
- P4 ※5 **地域最適水準**⇒全市域において、国が保障する生活の最低水準に加え、滝沢市として市民の生活のために保障すべき最適限度の生活環境基準を明らかにしながら、各地域において地域に合った「市民主体の地域づくり」が展開され、市民が幸福感を実感できている状態。

～私たちの滝沢市～

豊かな自然

伝統・文化



特産物など

